

けんぽニュース



令和2年11月13日

1. 賞与支払届について。賞与支払届出用紙は12月初めに送付予定です。

なお、電子媒体で届出される事業所様には「賞与支払総括表」を同封しております。

また、当組合ホームページに「賞与支払届」を掲載致しました。入力フォームになっておりますので必要事項を入力して紙帳票を作成することができます。どうぞご利用ください。(トップページ→申請用紙一覧→「適用関係」欄にある「賞与支払い届」Excel ファイルをPCに保存してご利用ください。

賞与を支給された事業所様は、「賞与支払届」を必ずご提出ください。賞与の支給が無かった事業所様は「賞与支払総括表」(不支給に○をつけて)のみご提出ください。

※多人数の被保険者がおられる事業所様におかれましては電子媒体での届出(CD)のご利用もご検討ください。詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。

(賞与支払届の日本年金機構へのお届けは、別途日本年金機構より送付される届出用紙等で直接ご提出ください)

2. 電子申請について。マイナポータルを利用して、健保組合に申請・届出が可能な電子申請については、現在健保内システムにおいて調整中です。利用可能時期など詳細が決まりましたらお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

3. 「健康宣言」のエントリーをして【日本健康会議】の「健康経営優良法人」を目指しませんか。

すでに「健康宣言の証」が交付された事業所様は健保連大阪のホームページ、及び当組合のホームページにて公表されています。「健康経営優良法人」への第一歩となる「健康宣言」のエントリーシートは当組合のホームページに掲載しています。詳しくは当組合のホームページをご覧ください。



岩本保健師からの
ひとことアドバイス

～【緊急】健診結果で要精密検査・要再検・要治療の人が急増しています！～

今年度の健康診断結果で、血圧・脂質・血糖値・肝機能の数値が極めて高い方が増加しています。コロナ禍で自宅待機・在宅勤務、休日の外出減少、その結果在宅時間が長いことによる飲酒量の増加等を保健指導の中で多く耳にします。

健康管理担当者様にて健診結果をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

労働安全衛生法 66 条で従業員に対する健診実施・事後措置が事業主に義務づけられています

* 要精密検査・要再検査・要治療の人の把握と受診勧奨・受診状況の確認

* 産業医等（従業員数 50 名以下は地域産業保健センター）に就業可否や就業上の措置に関する意見を確認。

「治療中」と自己申告しているにも関わらず、数値が極めて高い人についても要注意

健診機関からの総合判定では「治療継続」の判定が記載されていても、健診結果は数値が非常に悪い場合があります。各項目の数値を確認し、従業員に受診状況を確認しましょう。

健保からも早急な受診が必要な場合は、お電話でご担当者様にご連絡させていただきます。

健診結果・数値の見方や対応のしかた等、何かあればお気軽に健保岩本までご連絡下さい。

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)

大阪府電気工事健康保険組合

☎ 06-6486-9013